

令和6年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和6年12月9日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	猪谷憲恭君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	山下康行君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 海鉾則秀議員

5番 古賀崇之議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀議員 令和6年第4回定例会において、大綱1点、農業行政について、市長にお伺いいたします。

まず1点目ですが、本市の今年度の農作物の品質と収量についてお伺いいたしたいと思えます。今年は雪解け後、春作業も順調に進み、5月にやや低温の影響があったものの、その後は天候にも恵まれ、水稻・麦・大豆とも良好な結果であると聞いていますが、本年の本市の主な農作物の品質と収量について、お伺いいたします。

2点目ですが、農業者の所得向上対策について、お伺いいたします。令和6年産米の価格は高値で取引されることになりましたが、農業生産者側からすると、決して高いとは思っておりません。それは、肥料や農薬、燃油、資材、農業機械の価格の高騰が続いていて、必要な経費が大幅に増えているからです。現在、農地整備等が進み、さらにスマート農業が推進され、一戸当たりの経営面積も増大してきます。それに伴い、各種農業機械が必要になり、機械の購入に当たり今年度、美唄市農業未来投資補助金に多くの方が申請したと聞いております。この補助金は、令和6年度限りということですが、来年度以降の予算措置について、お伺いいたします。

次にですが、ヒグマ対策について。数年前から全国的にも熊が住宅地に出没する中で、北海道においても、今までにないヒグマによる農業被害、人的被害が報道されています。昨年においては、前年比の1.9倍もの頭数が駆除されております。このように、ヒグマが住宅地に現れることが珍しくなくなった状態だということは言うまでもありません。そうし

た中、多くの市民から、今後の本市における体制整備を問われております。新聞等の報道では、北海道猟友会が自治体から駆除要請には原則応じないとの通知を全71支部に通知することを検討しているとあります。一方、駆除の際に自治体や北海道警察等の連携が取れているため、引き続き要請に応じる支部もあるとありますが、美唄市の場合はどうなっているのか、お伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 本市の今年度における主な農作物の品質と収量についてであります。初めに、米につきましては、生育は平年より9日程度早く進み、品質は良好で、高温による白未熟粒の発生も平年並みとなり、令和5年度に比べて少なくなっております。また、収量は農政事務所が平年値を「100」として公表する作況指数において、北海道全体と南空知が同様の「103」の「やや良」となっております。

次に、小麦につきましては、成熟は早まったものの、登熟状況はおおむね良好となり、播種時期により収量に差はありましたが、おおむね平年並みの収量で歩留まりは昨年よりも良好となっております。

次に、大豆につきましては、着きょう数は平年並みであったものの、登熟期の気温に恵まれ大粒率が高く、平年より高い収量となっております。

次に、アスパラガスにつきましては、昨年的高温により、養分を十分に蓄えられなかったほか、5月下旬から6月上旬の低温により、平年と比べ不良となっております。

次に、ハスカップにつきましては、昨年的高温により養分を十分に蓄えられなかった影

響により、花の数が少なくなったほか、5月上旬の強風により落花したことから、平年と比べ不良となっております。

次に、農業者の所得向上対策についてですが、本年春には、農業者の所得が減少する厳しい状況の中、所得向上のためには計画的に農業機械を導入することで、健全な農地を守りながら、担い手につないでいくことが重要との考えの下、今年度において、新たに将来への投資に当たる農業機械をより低コストで導入するため、美唄市農業未来投資補助金により支援しております。本年秋には、米価が上がり農業者の所得は増えたものの、農業者の皆さんからは、現在のコメの価格では、これまでの物価上昇分を取り戻せていないとの声をお聞きしております。こうしたことから、農業者や農業関係者の声をしっかり聴くとともに、来年度は、本市農業の5か年計画である美唄市農業ビジョンを策定する中で、今後も安心して農業を続けていけるような支援メニューを検討してまいります。

次に、ヒグマ対策についてですが、現在、本市として、北海道猟友会美唄支部と連携し、農業被害の防止や人畜の被害防止活動を行うなど、良好な関係を築いており、北海道猟友会美唄支部からは、市からの要請があれば、これまでどおり対応するとの回答を得ております。こうしたことから、市内において、ヒグマが目撃された場合などは、北海道猟友会美唄支部及び美唄警察署と連携し対応してまいります。

●4番海鉾則秀君 一つ目は、農業者の所得向上について、質問したいと思います。美唄市農業未来投資補助金においては、農業者にと

って、とても有意義なものとなりました。しかし、市内の農業者からは、ビニールハウスなどで園芸作物を作付けしている方からは、そこまで高額な機械がないもので、もう少し投資設定金額を下げしてほしいとの声や、市独自のスマート農業機械導入補助金は一度限りの支援となっているが、スマート農業機械は、これからの農業には欠かせない機械であり、トラクターや田植機などの複数の機械を使う本市の農業としては、複数のスマート農業機械の導入を受けたいと思っております。このほか、センシング技術を使い、生育状況を把握することで、品質の良い作物を育てることができるほか、肥料の散布量は適正化され、ドローンでのピンポイント散布などでは農薬を削減することもできるようになっています。しかしながら、センシングは生産経費としては高額であり、導入が難しいことから、補助などを検討してほしいなどの意見を伺っております。今後、補助金等を考えていく際には、こういった意見も取り入れていただきたいと思います。市長の考えをお伺いいたします。

もう1点、ヒグマのことですが、連携内容については、以前の一般質問でも承知していますが、今年度はヒグマ対策として、ドローンを導入したと聞いております。ドローンによる対策はどのようなものになっているのか、お伺いいたします。

●市長桜井恒君 農業者の所得向上対策についてですが、令和7年度に策定する美唄市農業ビジョンでは、先人が築き守り抜いてきた美唄の農業を持続可能なものにするため、高収益作物生産に不可欠な農業機械や本市に適合したスマート農業技術の導入を念頭に、

新たな食料・農業・農村基本計画による国の様々な施策を活用しながら、市としての支援の在り方を検討してまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。今年度、市が導入したドローンにつきましては、通常カメラに加え、赤外線カメラが付いたもので、北海道猟友会美唄支部へ貸与しており、ヒグマ目撃や痕跡等が確認された場合において、姿が見えず周辺に藪などがある場合には、藪の中などに隠れていないかなどをドローンで確認することで、人が危険を冒すことなく、住民への安全確保を行うことができます。また、赤外線カメラを搭載することにより、通常カメラでは捉えきれない温度の違いなどを把握することで、ヒグマを見つけやすくする効果があると考えております。また、本年9月には、茶志内町の農村地区において、北海道猟友会美唄支部や美唄警察署、市のパトロールに加え、ヒグマが身を隠すことができる高さの藪において、ドローンによるヒグマの搜索及び安全確認を行ったところであり、通常カメラと赤外線カメラを同時使用し、ヒグマがいないことを確認できました。今後におきましても、北海道猟友会美唄支部との連携により、ドローンを有効に活用した精度の高い安全確認を行ってまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 令和6年第4回定例会において、市長並びに教育長に、大綱5点について質問をいたします。

大綱1点目は、職員の適正配置についてです。

1点目は、管理職の事務取扱の現状についてであります。ここ数年、いわゆる2024年問題

と言われる働き方改革によって、長時間労働の是正が進み、残業時間の上限を超えて残業させると、民間企業などは企業側が罰せられるようになりました。また、管理職になると管理職手当が支給となり、残業代は支払わなくても良いとされております。公務員は労働基準法などの労働関係法は適用を受けることができませんが、変わりに国家公務員法や地方公務員法があると認識しております。昨今の報道でも、公務員の残業代の未払い問題や組織体制として、適正な時間外を付けることができず、問題となっていることも聞き及んでおります。そこで現在、課長職及び課長補佐職が係長を兼務、あるいは事務取扱をしている部署、職員が現状どれぐらいあるのか、状況を伺います。

二つに、事務取扱の時間外の対応及び管理職の権限の範囲についてであります。管理職、すなわち課長補佐職と係長の事務取扱をしていることで、管理職が係長の仕事をしなければならない現状にありますが、その職員については管理職手当のみの支給で、時間外勤務手当など、支給条件について伺うとともに、課長補佐職が労働基準法の管理監督者に該当しないのであれば、時間外手当を請求することができるとなっておりますが、管理職となり、管理職手当を支給しているから管理職と位置付けているものではなく、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、人事担当の部課長など、職員の任命に関して、直接の権限を持つ監督地位にある職員など、具体的な管理職の範囲について、人事委員会や公平委員会の定める規則によって定められております

が、具体的な管理職の範囲、また課長補佐職に限らず、管理職の権限の範囲について市長にお伺いします。

大綱2点目は、地域公共交通についてです。

一つに、地域公共交通の現状についてであります。本年の定例会の一般質問において、中央バスが運行している滝川美唄線の廃止が本年9月末となっており、当該路線廃止後は、A I デマンドバスを利用し、利用ニーズ等を把握し、代替交通の手法等に係る検討を進めてまいりたいとの市長のご答弁でありました。本市においては、滝川美唄線の廃止の翌日である10月1日より、地方公共交通計画で予定していたA I デマンドバスの運行エリアを拡張し、美唄・茶志内間における運行を行っているものと承知をしております。

そこで一つに、中央バス、滝川美唄線廃止後の市の対応について、最初に、当該路線に係わるA I デマンドバスの運行範囲及び乗降場所はどのように設定したのか。また、運行時間帯は滝川美唄線の運行時間帯と比べ、短くなっているのか、逆に長くなっているものなのか。また、現時点の当該運行エリアにおける延べ乗降回数及び平日、休日ごとの1日平均乗降回数について市長に伺います。

二つとして、A I デマンドバス短期実証調査の利用状況について、現時点における延べ利用者数及び平日、休日ごとの1日平均利用者数、また、実証運行期間中の利用者数の推移について市長に伺います。

大綱3点目は、保健福祉行政についてです。

1点目は、受動喫煙防止条例についてであります。美唄市受動喫煙防止条例は平成28年7月から施行し、本市独自の条例として対策を

講じてきております。当時を思い起こしますと、この条例は行政からではなく、議会から提出した案件、いわゆる議員立法的な案件であり、議会と行政がしっかりと議論を深めつつ構築し、提案をされてきたものであります。これは先進事例として、他自治体や全国の医療関係、また、タバコ産業界や報道関係などからも大きな注目を浴びた中での成案であり、施行されるまでには、関係者のたゆまぬ努力の成果であったと感じております。その後、この条例を基に啓発推進が図られ、国は東京オリンピック開催に際し、国際化を進める上で、開催前の令和2年4月に国の改正健康増進法の全面施行に伴って、本市条例を改正しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との交流が避けられたこともあり、受動喫煙防止に対する意識や公共施設や事業所、飲食店などにおいて、受動喫煙防止対策が十分にとられていない現状や、昨今、紙巻きタバコより加熱式タバコの方が有害物質が少ないとのイメージから、全国的に加熱式タバコの使用も増えてきていることが懸念をされております。市民、とりわけ妊産婦や子どもたちの健康、受動喫煙から守るための市独自の受動喫煙防止対策を風化することなく、この条例の意義や目的をしっかりと再認識し、啓発推進運動を継続して取り組むことがとても重要であると考えます。そこで、本市の受動喫煙防止条例施行後の取組と成果・課題について、市長の認識を伺います。

大綱4点目は、経済振興についてです。

一つに、交流拠点施設についてであります。交流拠点施設「ゆ〜りん館」は、平成15年12

月にオープンしてから、今年で21年目を迎えるようにしております。ゆ〜りん館は、本市に多くの人が訪れる交流の場所であると承知しております。第7期美唄総合計画、地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくりの中で、国内外からたくさんの方が本市に滞在し、関係交流人口の増加に向けた取組を進めることで、令和7年度には、観光入込客数を60万人、宿泊者延数4万人とする目標が設定されております。その中、ピパの湯ゆ〜りん館は、第一次観光アトラクションとして、訪問の根本的な動機に位置付けられ、本市観光資源として、関係交流人口の増を目指すに当たり、主力であることが観光ビジョンに記載されていることは承知のことと思います。これまで管理においても幾度も質問をし、交流拠点施設等においてもそうではありますが、昨年令和5年12月には、ゆ〜りん館は20周年を迎えました。それを踏まえ、施設などの経年劣化も当然あり、温泉施設の水回り全般の設備については、これまで度々、故障等により修繕や改修など時間を要することも多々あったと思います。そこで、20周年を機に、故障してからでは修理に時間を要するので、しっかり施設整備を進めてはと、質問をしてきました。その中、本年10月には、交流拠点施設整備事業として、専決の補正予算を行ったこともあり、改めて温泉施設や温泉水に係る配管の老朽化、源泉水量の減少など、資源でありますので、開館当時から変化をしていると思われる状況から、施設整備や点検、修繕や更新など、しっかりと進めるべきであると考えますので、今後の施設の修繕や維持管理、整備計画はどのように考えている

のか、市長に伺います。

また、入館料は利用料金制で、指定管理費なしで運営されていることは承知しております。昨今の物価高騰や光熱費高騰により、近隣温泉施設の入浴料は値上げしているとお聞きしております。そこで、ゆ〜りん館の入館料の考え方について市長に伺います。

大綱5点目は、教育行政についてであります。

一つに、教育行政報告「美唄市いじめ問題審議会」についてであります。まずは、被害に遭われた児童、並びに保護者の心のケアを最優先にしっかりと取り組んでいただくとともに、学校や保護者、関係者がしっかりと連携し、見守りの強化を図っていただくとともに、子どもたちが安心安全に学校生活を送れるよう、フォローアップや環境の構築を進めていただきたいと思います。そこで、先日の本会議、教育行政報告が教育長からありました。そこには、いじめの重大事態として、本年6月から9月にかけて、市内小学校において上級生から下級生に集団暴力事案等があり、11月26日、当該校から教育委員会に対し報告、27日、教育委員会議の臨時招集と今後の対応の協議、同日に総合教育会議において、報告・協議があったと時系列でありました。教育長は、今後の対応については、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするため、いじめ防止対策推進法に基づく第三者委員会「美唄市いじめ問題審議会」を設置し、調査を行い、結果をご報告いただくとありました。さらに、報告にはない新聞報道等などでは、10月22日の学校での定例アンケートにて事件が発覚し、その後、学校側が児童へのヒアリングなどを行い重大事態に認定、11月29日に全児童の保

護者向けの説明会があったとあります。そこで、この問題が起こり、発覚、認識、対応、報告等、問題解決のための対応について、今回、第三者委員会、いじめ問題審議会が設置されることに至り、その経緯と趣旨等について伺いたいと思います。

また、今後はこの審議会が中心に調査されていくということですが、具体的に所掌事務や権限、委員の構成、会議の開催など、そして調査の内容や結果報告の流れについて、どのようなものなのか教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 管理職の事務取扱の現状についてであります。初めに、課長職及び課長補佐職における係長の事務取扱の発令につきましては、令和6年4月1日現在の市長部局の職員配置で申し上げますと、市長部局5部、20の課室中、課長職及び課長補佐職全体で44人のうち、保健福祉部2人、経済部2人の合わせて4人に発令しているところであります。

次に、事務取扱の時間外勤務の対応につきましては、管理職における係長の事務取扱は二つの職が横並びによる同格の関係ではなく、上下の関係となるため、上位の職である管理職が主たる職に位置付けられ、当該管理職は、労働基準法第41条第2号の規定により、「監督若しくは管理の地位にある者」として、労働時間、休憩、休日の規定は適用されず、他の管理職と同様に時間外手当は支給されないことから、美唄市給与条例及び同条例施行規則の規定により、管理職手当を支給しているところであります。

次に、管理職の範囲につきましては、美唄市給与条例及び同条例施行規則では、行政職

給料表5級である課長補佐職等から7級である部長職等にあるものとされており、また、管理職員等の範囲を定める規則では、主幹、課長補佐、課長、部長等にある者と明確に定められているところであります。また、管理職の権限につきましては、美唄市行政組織規則では「課長職は課及び室の事務を掌理する」、「課長補佐職は課及び室の事務を整理する」など、管理職の職務について規定されているほか、美唄市財務規則及び美唄市事務専決規程では、市長の権限に属する事務を能率的かつ効率的に処理するとともに、内部責任の範囲を明らかにするため、管理職の職務権限として、事務の専決及び代決について、規定されているところであります。

次に、地域公共交通の現状についてであります。初めに、中央バス滝川美唄線廃止後の市の対応につきましては、A I デマンドバスによる実証運行を行うこととし、運行範囲については、美唄・茶志内間とし、中央バスの利用者の利便性を損なうことのないよう、滝川美唄線の停留所17箇所、上下線合わせて34箇所のバス停留所を、そのままA I デマンドバスの乗降場所としたところであります。

次に、運行時間帯につきましては、滝川美唄線は7時から15時の間の4往復でしたが、A I デマンドバスは7時から19時までとしたことから、運行時間帯は拡大しております。

次に、美唄・茶志内間の乗降回数につきましては、10月と11月の2か月間で、約600回となっており、1日当たりの平均乗降回数は、平日では14回、休日では7回となっております。

次に、A I デマンドバス短期実証調査の利用状況につきましては、10月と11月の2か月間

の延べ利用者数は1,513人、1日平均利用者数は平日が30人、休日は14人となっており、実証運行期間中の利用者数の推移につきましては、開始当初、1週間の平日の平均は15人でしたが、11月の第4週は36人となっており、徐々に利用者が増加してきているところであります。

次に、受動喫煙防止条例についてであります。初めに、これまでの取組状況につきましては、ポスターやチラシ、クリアファイル等の配布のほか、美唄駅にタペストリーを掲示し、周知啓発を行うほか、学校や公園の半径100メートル以内の喫煙、歩きタバコ防止を呼びかけるステッカーを掲示するなど、環境整備に努めてまいりました。令和元年度からは、市内小中学校の児童生徒から、タバコと健康についての学びや気持ちを自由に表現した作品を募集し、子どもたちからのメッセージ展を開催することで、子どもやその家族、周囲の大人に対して、禁煙や受動喫煙防止への動機付けを図っております。また、令和5年度には、美唄市医師会と共催で5年ぶりに健康づくり講演会を開催し、「今わかってきた加熱式タバコの本当のこと」をテーマに、道北勤医協ながやま医院の松崎道幸院長から「加熱式タバコは、紙巻きたばこと同様に喫煙や受動喫煙による健康影響があること、電子タバコについては、子どもの喫煙を促進すること」について科学的な根拠に基づく対策の必要性について講演いただいたほか、禁煙治療費助成事業を行うなど、禁煙支援の充実を図ってきております。

次に、成果につきましては、美唄市医師会と旭川医科大学が共同で行った調査研究にお

いて、条例施行後に脳卒中や心筋梗塞による救急搬送が減少するなど、取組の効果が明らかとなっております。また、令和5年度に実施した、保育所・幼稚園・小中学校に通う児童生徒の保護者を対象とした意識調査の結果、受動喫煙に関する認知度は98.3%と高く、受動喫煙の健康影響についても8割を超える理解が得られていることから、これまでの様々な取組によって、受動喫煙防止に対する意識の醸成が図られたものと評価しているところであります。一方、課題といたしましては、市民意識に変化は見られるものの、同調査において、子どもや妊娠されている方がいるときにタバコを吸うとの回答が71.4%と高く、発育過程にある子どもたちや妊娠中の方がいまだに受動喫煙の影響を受けており、引き続き対策が必要と考えているところであります。

次に、交流拠点施設についてであります。平成15年12月にオープンしてから、本年12月15日で21年目を迎えるところであり、入館の現状としまして、コロナ禍以降には利用者は回復し、道道美唄富良野線開通に伴い増加の状況となっております。

施設につきましては、施設の老朽化が進んでいることもあり、令和3年度は886万円、令和4年度は832万円、令和5年度は1,295万円の修繕費を要している状況にあり、本年度の予算は1,264万円計上しましたが、それ以外に上水ポンプ室内にある流入流量調整弁の不具合が生じ、緊急性があることから、去る10月9日付けで、専決で補正予算418万円を計上させていただいたところであります。このため、令和7年度には、温泉施設及び源泉に係る実態調査を行い、今後、計画的な修繕等を進めて

まいりたいと考えております。

次に、入館料につきましては、美唄市交流拠点施設条例では、中学生以上の大人700円、子ども(小学生)310円、幼児無料と定めておりますが、指定管理者が条例設定金額の範囲内で、入館料大人650円、子ども300円、幼児無料と設定し、施設の運営を行っております。また、指定管理料は支払いしておりませんが、毎年、市に対し交流拠点施設負担金を納めていただき、交流拠点施設整備基金として積立てを行い、修繕等が生じた場合には、必要な額を充当し、施設の維持管理を行っているところであります。今後の入館料改定につきましては、指定管理者と協議を行うとともに、近隣の温泉施設の状況を把握するなど慎重に判断してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) いじめ問題審議会についてであります。初めに、設置に至る経緯と趣旨につきましては、全国でいじめが背景にあると考えられる子どもの生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案の発生があり、国では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、いじめ対策推進法が平成25年6月に制定され、同年9月に施行されています。本市においては、平成27年に同法の規定に基づき、本市におけるいじめ防止等の対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、「美唄市いじめ問題審議会」を設置しています。

次に、本審議会の所掌事務につきましては、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や法律に規定する調査及び審議を行っていただき、答申をいただくこととなります。

次に、本審議会の委員構成につきましては、学識経験者やいじめの防止等に関する知見を有する者、5人以内で組織すると定めています。

次に、会議の開催につきましては、これまで年1回から2回開催し、いじめの状況の確認と対策について、審議いただいておりますが、いじめ重大事態に対する調査は無かったところであります。

次に、審議会での調査につきましては、重大事態と同種の事態の発生の防止と事実関係を明確にするための調査を行うものとなり、当該調査に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しない委員で構成され、公平性及び中立性が損なわれないように行ってまいります。また、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供することとなります。教育委員会としましては、いじめは絶対に許されるものではなく、未然防止に向けた「いじめを生まない環境づくり」に取り組むとともに、学校や保護者、地域の皆様との連携による組織的な見守り体制の強化等により、早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

●13番松山教宗議員 まず1点目は、管理職の事務取扱の現状についてであります。平成30年に北海道胆振東部地震により大規模な停電、ブラックアウトによる避難所の開設や、令和3年の大規模水道事故による給水活動など、災害や事故等で職員の方々には大変ご尽力をいただいておりますが、災害や事故等により、職員の休日出勤や深夜までの長時間労

働が強いられております。管理職になると勤務に応じた振替休暇のみで、災害や事故が収束しても、通常業務が残っているため、休暇の取得もままならないとの現状があると聞いております。災害や事故のみならず、イベントで休日出勤をしている管理職も同様、いろいろな部署の管理職が振替休暇を取得できず、勤務しているとの現状であり、職員の管理職への魅力の衰退や、新しい職員の採用不足につながっているのではないかと感じております。そこで、管理職における事務取扱の時間外勤務の対応については、上位の職である管理職が主たる職に位置付けられ、時間外手当は支給されておらず、管理職手当のみ支給しているところではありますが、災害事故等の発生により、管理職が時間外に業務を行うことが増えてきており、振替休日も取得できない状況でありますので、管理職に新たな手当等の支給についてのお考えと、また、そのような手当を支給している市が他にいいのか、状況等を市長にお伺いします。

2点目は、地域公共交通についてであります。市長から2点のご答弁をいただきました。滝川美唄線においては、中央バスと比べ、美唄と奈井江とは接続していない現状にあります。旧路線のバス停はそのまま維持され、また、運行時間帯も長くなっており、美唄茶志内間の1日当たりの利用者数は平均で7人程度の利用があったという理解をさせていただきました。現在、市街地を中心に運行している「のるーと美唄」の実証運行期間は12月末となっておりますが、現時点においての茶志内美唄間の乗降回数を鑑みると、実証運行期間後においても、少なくとも当該運行エリア内にお

いては、切れ目なくA I デマンドバスを運行させることが必要でないかと考えますので、市長の見解を伺います。

3点目は、受動喫煙防止条例についてであります。課題解決のために、より一層の対策の強化が必要であると私は考えております。美唄市受動喫煙防止条例は、市民、とりわけ妊産婦や子どもたちが受動喫煙の影響を受けない、より一層健康づくりを推進していくことが目的となっており、今後、条例が重視され、自ら防ぐことのできない子どもたちが受動喫煙の影響を受けない環境づくりのためには、より一層、市民運動として取組が必要であると思います。市としてどのように取組を強化していくのか再度、市長にお伺いしたいと思います。

4点目は、ゆ〜りん館についてであります。現状は分かりました。今後、4年後ぐらいに25周年を迎えると思いますので、それに向かって、調査をしっかりと進めていただきたいと思います。そこで再質問させていただきますが、ゆ〜りん館の整備計画はどれぐらいの期間で計画を立てようとしているのか、また財源はどのように考えているか伺います。

次に、隣接する体験交流施設やパークゴルフ場は、交流拠点施設が開設した翌年にオープンしており、今年で20年を迎える、経過しようとしている中で、利用者数に変化が生じていると思います。最近ではRVパークの整備など、時代のニーズに合わせたリニューアルも必要かと思いますが、交流施設の現状と今後の方向性について伺います。また、近隣では、月形町が温泉を改修し「道の駅」として9月にリニューアルを行っております。時代

の変化とともに、本市における施設の在り方も変わってよいと考えておりますが、25周年を迎えるに当たって、ゆ〜りん館が関係交流人口増を目指す上で、また、身の丈に合い、地域資源を活用するという観点においても、交流拠点施設の機能強化が必要ではないかと考えますし、当面、本市は大型公共事業が続く、必要であるという認識はありますけれども、道の駅を建設、設置に進めていくのは厳しい状況がうかがえますが、ゆ〜りん館を機能的に、当面、強化をしてはどうかと考えますが、併せて市長にお伺いをいたします。

●市長桜井恒君 管理職への手当についてありますが、管理職が臨時又は緊急の必要等がある場合において、週休日等にやむを得ず勤務に従事したときに支給される管理職員特別勤務手当につきましては、道内35市中27市が支給しているところであり、空知管内におきましては、10市中2市が支給している状況で、支給対象となる内容としましては、主に災害時の対応となっております。本市につきましては、管理職員特別勤務手当を支給していないものの、近年、自然災害等の発生により、管理職が時間外や週休日に緊急に対応することも増えてきておりますことから、こうした他市の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、「のるーと美唄」の実証運行期間についてであります。1月以降の「のるーと美唄」の運行につきましては、美唄・茶志内間の2か月間の利用実績を踏まえますと、代替交通の必要性があると認められること及び「のるーと美唄」に対する市民の皆様の理解が十分に広がっていないと認識していることから、

実証調査を継続することとし、引き続き、美唄・茶志内間の利用実態等を把握していくとともに、「のるーと美唄」の市民の皆様への周知活動を続けてまいります。

次に、今後の受動喫煙防止対策の取組強化についてであります。本市の受動喫煙防止対策は、令和5年度策定の「びばいヘルシーライフ21(第3期)」において、市民、地域、行政が一体となって、アクションプランとして取り組む重点テーマとなっており、加熱式タバコを含めた健康影響の普及啓発、あらゆる組織や団体へ受動喫煙防止に関する情報の発信、市内小中学校での喫煙防止教育、禁煙治療費助成事業等による禁煙への動機付けを図ることとしております。このため、今後の取組といたしましては、コロナ禍で令和2年から中止していた商工会議所会員の事業所を対象に、受動喫煙防止対策や従業員に対する禁煙支援などについて調査するとともに、公共施設や新たな事業所、店舗やイベント会場を含めた施設に対し、改正健康増進法や市条例の周知啓発を行ってまいります。また、市内小中学校において喫煙防止教育を行い、将来、子どもたちがタバコを吸わなくなること、受動喫煙のない環境づくりを目指すとともに、タバコに関する子どもメッセージ展や健康づくり講演会の開催、広報紙メロディー等による情報提供などを通じて、受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。

次に、交流拠点施設についてであります。来年度の調査後、おおむね5年程度の整備計画を予定しており、財源につきましては、交流拠点施設整備基金を予定しております。

次に、隣接する交流施設についてでありま

すが、体験交流施設につきましては、平成16年5月にオープンし20年が経過しており、利用者数は、平成16年度の752人に対し、令和5年度では460人と減少し、オープン当初の6割程度であり、毎年1回、登り窯で作品を焼き上げるイベントの作品数についても、当時の3割程度まで減少している状況にあります。また、パークゴルフ場は、平成17年5月にオープンし、19年が経過したところであり、当時の利用者数が年間3万207人であるのに対し、令和5年度は7,901人で、当時から3割程度の状況になっております。このため、陶芸体験やパークゴルフ場は時代の変化とともに利用者は減少傾向にあり、陶芸施設やパークゴルフ場の今後の在り方につきましては、利用者や関係団体の意見も伺いながら、協議が必要であると考えております。また、敷地内の利活用につきましては、コロナ禍以降の生活スタイルに変化が生じたことから、令和4年度に新たにRVパークを5区画整備し、オープンしてから月平均約30台の利用があり、特に休日は予約が取れない状況から、本年度に3区画を増設し、時代のニーズに合った利活用に努めてきたところであります。

次に、交流拠点施設の機能強化につきましては、本年8月26日に道道美唄富良野線が開通し、多くの車両などが通行していることや周辺エリアには「東明公園」のほか「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄」や「炭鉱メモリアル森林公園」など、炭鉱遺産が点在していることから、交流拠点施設「ゆ〜りん館」にも多くの観光客をはじめ、関係人口、交流人口が集まるような機能も検討しなければならないと考えております。いずれにしまして

も、交流拠点施設や交流施設につきましては、関係者等と協議しながら時代のニーズに合った観光・交流の魅力的な施設となるよう、しっかりと検討してまいります。

●13番松山教宗議員 市長にお伺いさせていただきますが、平成28年7月に美唄市受動喫煙防止条例が執行し、本市においても、全国、全道に先駆けて、この対策を推進したと思います。そして健康増進法、国の改正に伴いまして、受動喫煙防止条例も併せて改正し、推進啓発を進めておりましたが、先ほども申し上げましたけれども、コロナ禍により社会全体の流れが鈍化したように少し見受けられますし、推進啓発力、意義、目的が最近薄れてきているのかという懸念もございます。そこで、風化させることなく、子どもたちのためにも、今後さらに受動喫煙ゼロを目指し、手を緩めることなく、対策を推進していくことが私は重要だと考えております。そのため、再来年で施行後10年を迎えようとしておりますので、例えばそれを目途として、これまで推進してこられました、石本医師会長や日本の受動喫煙研究の第一人者であります、また、条例成案に関して大変お世話になった中村先生など、最新の研究データを基に健康寿命の増進や医療費の抑制、健康で安心安全な啓発をより一層深めていくことが、本市においても重要だと考えておりますので、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君 受動喫煙防止対策のより一層の推進についてであります。市民、事業所、保育所、幼稚園、学校など、あらゆる組織・団体との対話を重ね、科学的な根拠に基づく対策の必要性や成果・課題について共有

を図りながら、市民運動として地道に理解と協力の輪を広げていくことが必要であると考えております。いずれにいたしましても、市民、とりわけ妊産婦や子どもたちが受動喫煙から守られ、住み慣れた地域でいつまでも安心して健康に暮らし続けられるまちづくりを目指し、庁内横断的な連携の下、受動喫煙防止対策を推進してまいります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和6年第4回定例会におきまして、大綱2点について、市長に質問いたします。

まず、マイナ保険証についてであります。マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証の実施により、現行の健康保険証の新規発行が今月の2日で停止され、1週間が経過いたしました。新聞やニュースでは、高齢者やデジタル弱者への配慮が充分とは言えず、マイナ保険証への移行について、問題点が数多くあると指摘されております。現行の健康保険証は今後、発効後1年で有効期限が終了し、もしも期限が過ぎたままで、保険証を使用した場合には治療費は全額、本人が負担することとなっております。このような事態を踏まえて、マイナ保険証に切り替えていない市民に対しては、今後もマイナ保険証の

登録を促進するための情報発信が重要な課題であると考えますが、総務省のデータによれば、マイナンバーカードの全国での交付状況は、令和6年10月末時点で75.7%のところ、美唄市の保有率は72.2%であるとされていますので、美唄市の10月末時点で5,200人ほどがマイナンバーカードを持っていないことになります。美唄市でのマイナンバーカードの普及に向けた広報については、メロディー9月号で、2ページにわたりまして、マイナ保険証の説明があり、10月号でも郵便局でのマイナンバーカードの申請案内が掲載されておりました。さらに、美唄市のホームページでは、マイナンバーカードの出張申請についても掲載されており、その内容は、依頼に応じて市職員が指定の場所に出向き、マイナンバーカードの交付申請を受け付けます。顔写真は無料で撮影しますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方や申し込みが分からない方は、是非ご利用くださいとの説明があり、市の担当部署でのマイナンバーカードの普及に向けた努力が伺えるところであります。

そこで質問であります。1点目に、今現在のマイナンバーカードの保有者数と保有率は何人なのか。また、マイナ保険証として登録が済んだ市民は何人なのかについて、お伺いいたします。

2点目として、マイナンバーカードの出張件数については、今までに何回の出張申請があり、何人が登録申請したのかについてもお伺いいたします。

3点目といたしまして、従来の健康保険証の新規発行が今月の2日に廃止されてからまだ1週間ですが、世間ではトラブルが予想される

とのニュースもあり、現在までに市立病院にて健康保険証のトラブルは発生しているのかどうかについてもお尋ねいたします。

続きまして、大綱2点目、町内会組織への支援について、市長に質問させていただきます。

美唄市には現在、212の町内会と25の連合会がありますが、町内会の役割やその必要性については、市の広報紙メロディーの無償配布をはじめ、災害時には、その地域での情報収集や情報伝達、高齢者の見守り、清掃活動や環境美化、集会施設の管理、さらには防犯など市民生活の様々な取組を進める上で欠かせない組織となっております。令和3年2月には、美唄ダムの下流で発生した水管橋崩落による導水管の破損、漏水による断水時も市からの要請により、町内会は断水情報の連絡で重要な役割を果たしていることは皆様のご存じのとおりでございます。災害に最も重要なことは、住民の命に関わる安否確認と要支援者の安全確保のための情報収集であります。町内会には個人情報の壁を乗り越えた、その地域の情報の蓄積があり、災害時には情報収集においては、町内会は無くてはならない存在であります。災害時における町内会組織の情報収集や機動性が優れていることは、能登半島地震でも証明されており、また、1995年の阪神淡路大震災でも、平常時から行われている町内会による広報紙の配布活動や高齢者の見守り活動が、情報収集や救助活動で重要な役割を果たしたとされています。以上のように、町内会の重要性が叫ばれておりますが、市内町内会の運営は町内会員の会費だけでは大変であり、おのずと活動も限定されているところであります。また、美唄市内には16の

町内会で構成する美唄市街地町内連合会がありますが、運営費は1町内あたり3,000円の会費のみで十分な活動ができていないのが現状でありまして、砂川市や岩見沢市などの町内連合会では、その運営に対して行政の支援を受けているところであります。そのような現状の中で美唄市が現在行っている町内会や連合会の助成制度としては「美唄市地域つながりサポート事業補助金」があり、予算総額は300万円ですが、その使途や補助対象となる要件は限定的でありまして、しかも補助率は事業費の2分の1、限度額も5万円となり、財源の少ない町内会にとっては補助金の申請にも、かなりハードルが高いと感じられるところであります。

そこで質問であります。1点目として「美唄市地域つながりサポート事業補助金」は、使途が限定されており、さらに補助額は対象経費の2分の1で、限度額が5万円ですが、「美唄市地域つながりサポート事業補助金」を利用された件数とその内容について、お尋ねいたします。

2点目として、町内会が今後も存続し、活性化して、結束するためにも「美唄市地域つながりサポート事業補助金」又はその他の財源を活用して、広報紙メロディーの配布手数料として町内に還元するか、若しくは町内会助成金として支給を望むところでありますが、そのようなお考えがあるのか、お尋ねいたします。

●市長桜井恒君(登壇) マイナンバーカードの保有者数と保有率についてであります。令和6年11月末の状況で申し上げますと、保有者数は1万3,830人で、保有率は74.8%となっ

ているところです。

次に、マイナ保険証に登録済の市民の人数につきましては、10月末現在で申し上げますと、国民健康保険では、被保険者数4,078人に対し、登録者数は2,565人で保有率62.9%、後期高齢者医療制度では、被保険者数4,882人に対し、登録者数は2,812人で保有率は57.6%となっているところです。なお、被用者保険につきましては、把握していないところであり

ます。

次に、マイナンバーカードの出張申請についてであります。令和2年2月から令和6年11月までの累計で申し上げますと、出張申請の回数は134回で、申請人数は155人となっているところです。

次に、市立美唄病院でのマイナ保険証に関するトラブルについてであります。健康保険証の新規発行が廃止となった12月2日以降、受付でのトラブルは発生していない状況であります。

次に、美唄市地域つながりサポート事業補助金の利用件数とその内容についてであります。令和5年度の実績で申し上げますと、限度額5万円の事業は、申請件数7件、補助額は30万9,500円で、主な内容としては、ゴミステーションの新規設置や修繕、親睦会で使用した景品であります。限度額30万円の事業では、申請件数6件、補助額は82万3,900円で、町内会で運営する会館の屋根塗装、外壁修繕など、多岐に渡って使っていただける内容になっております。

次に、町内会の活動を支援する助成金の考え方等についてであります。広報紙の配布につきましては、配布方法について他の手段

を含め検討してきたところですが、現状、町内会にご協力をお願いしているところであり、配布手数料の交付については考えていないところです。本市におきましては、町内会等への金銭的な支援として、美唄市地域つながりサポート事業補助金のほか、街路灯の設置・街路灯電気料に対して助成を行う「美唄市街路灯補助金」などがあり、町内会等の運営費の負担軽減として活用いただけるよう、今後も継続して市の広報紙やホームページで制度の周知を図ってまいります。

●9番山上他美夫議員　まず、マイナ保険証についてであります。国では、マイナ保険証を保有していない全ての方に現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が交付されて、保険診療が保証されていると思いますが、先ほどの答弁によれば、美唄市内でのマイナ保険証に登録済みの市民は国民健康保険が62.9%で、後期高齢者医療制度では57.6%と、思ったよりも低い登録者数であると感じました。特に後期高齢者の保有率が低い点については、マイナンバーカードに保険証を登録することを知らない、登録する方法を知らない、登録できない高齢者もいると思います。この点について、マイナ保険証に未登録の市民に対しては、今後どのようにサポートしていくのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、町内会の支援についてであります。答弁によれば、本年度の美唄市地域つながりサポート事業補助金の利用は、現在のところ7件で補助額は30万9,500円と、会館の修繕が6件で82万3,900円とのことですが、予算総額が300万円に対しての執行率は37.8%と、意外と補助金の活用が少ないよう

に思われます。町内会は、非常時の情報伝達や情報収集、高齢者の見守りなど重要な役割を担っておりますので、この補助金がより多くの町内会で有効に活用され、町内会がより活性化することを望むところであります。できることであれば、補助対象となる要件や用途の利用規定を見直し、町内会が補助金の申請をしやすい制度にしていだきたいと思いますが、その点についてお考えあればお尋ねしたいと思います。

●市長桜井恒君 今後の対応についてであります。マイナンバーカードの保険証登録は任意となっており、高齢の方の中には暗証番号の管理やカードの紛失に不安を持ち、登録していない方もいることから、市の広報紙やホームページのほか、市内の医療機関にご協力いただくなど、マイナ保険証の利便性について周知するとともに、市民課窓口に来庁された方に丁寧な説明を行い、マイナ保険証の普及に努めてまいります。

次に、補助対象となる要件や用途の柔軟な利用規定についてであります。「美唄市地域つながりサポート事業補助金」は、令和5年度から実施している事業であり、本市が平成16年に制定した「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、地域づくりに関する地域住民の自主的な取組に対応する経費の一部を補助することで、地域福祉活動の振興を図ることを目的としたものであります。本事業につきましては、今後、積極的な活用の提案や助言を行うとともに事業内容の検証なども行い、幅広く活用されるよう努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和6年第4回市議会定例会において、大綱3点、市長並びに教育長に伺います。

大綱の1点目は、環境行政について、宮島沼について質問します。

宮島沼はマガンなど、水鳥の重要な渡りの中継地として、2002年にラムサール条約に湿地登録された国際的に重要な湿地であり、貴重な自然遺産であります。しかしながら年々、水質の富栄養化や浅底化等により、水環境が悪化していることから、湿地の保全に向けた諸課題に対処することを目的として、有識者を委員とした、宮島沼の水環境の保全と再生に関する検討会議が2016年から17年にかけて計4回の検討会議を行い、宮島沼の再生の指針となるマスタープランを作成、その提言書を受けて、市は宮島沼の保全と再生に関するマスタープランを策定しました。その後、指針を具体的に取り組むため、令和2年から令和6年までの5か年計画で「みやぷらロードマップ」を基に今日を迎えております。そこで、「みやぷらロードマップ」について、主な事業について何点かお伺いします。

一つ目として、宮島沼の保全と再生、レジームシフト以前の健全な宮島沼の水環境について、今年度実施した「宮島沼幹線水路水質検査」はどの期間で、いつ、どの時点で実施し、その結果はどうであったのか。

二つ目として、「宮島沼を活用した地域づくり」、宮島沼を守り、育む、農業の実践とありますが、その達成に向けて、庁内での議論や周辺地域とどのような協議をしたのか。

三つ目として、このロードマップは周辺の生産者にどのように周知したのか。また、令

和6年度が計画の最終年度であります、全体的な総括と計画の見直しはできているのか伺います。

次に、宮島沼の附帯施設について伺います。沼周辺施設の現地調査をし、確認をしました。施設利用者が地域住民に配慮した維持管理が行われているとは思われません。今年度において、老朽化した遮光壁や看板の取替えが実施されましたが、駐車場の安全策や研究のために掘削した観測孔の安全対策、鳥の撮影のために私有地へ立ち入る人への啓蒙活動など、市としてどのように考えているのか伺います。

大綱の2点目は、带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する助成制度の取組についてであります。

この度、美唄医師会から「带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する半額相当の助成制度導入と後の定期接種化後においても、50歳以上半額相当を継続維持に関する陳情」が9月の定例会で議会に提出されました。結果としては、「願意妥当」との結論に至りましたものの、「带状疱疹」は50歳代から80歳までに3人に1人が発症すると言われており、後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額によることから、接種を諦める高齢者も少なくない実態があります。本市の高齢化率も既に44%を超え、さらに増加する中で、市民の健康と命を守るためにも、带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する助成が大変重要かと思われます。こうした助成制度の実現に向けて、早期に取り組むべきと強く求めますとの附帯意見を付けて議長より市長に提出され

ております。さらに、10月8日に行われました、美唄市医師会と市議会との地域医療懇談会で、石本会長の带状疱疹の効果と副反応についての講演があり、比較的予防効果が高い「シングリックス」や、薬のリスクの副反応が非常に低いなどのデータを基にした講演がありました。現在、厚生労働省でも、带状疱疹ワクチンにつきましては、有効性安全性が確認され、費用対効果が良好だったことから、定期接種化に向けての議論がされております。しかしながら、定期接種の具体的な時期や対象年齢、費用に対する補助については、まだ明確になっておりません。現状は、今の带状疱疹に罹患して苦しんでいる患者さんが多くいる中で、道内では既に令和6年6月時点で70の自治体が半額以上の助成を実施しております。本市におきましても、高齢化率も進展している中で、市民の健康と命を守るためにも、50歳以上の方を対象に半額以上の助成を速やかに実施に向けて取り組んではいかがでしょうか、市長の見解を伺います。

大綱の3点目は、G I G Aスクール構想の下で整備された端末の更新について、教育長に伺います。

G I G Aスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことにはじまり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをI C T端末を活用して実現していく構想であります。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため、急速に普及し、今年8月現在、G I G Aスクール端末は全国で950万台にのぼります。今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていく中で、G I G A第二期では、

政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。また、MM総研が公表した2024年8月時点の「G I G Aスクール構想実現に向けたI C T環境整備調査」によりますと、端末更新の68%が2025年度中に集中しております。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理であります。この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題になります。文部科学省では「公立学校情報機器整備事業に係る学習計画の策定要領」において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務付けております。

初めに、端末処理に当たり環境省通知に対する認識と取組について伺います。2024年5月17日の環境省通知では「使用済端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれています。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を推進することが必要である。」とされております。また、「この背景等を踏まえ、3省合同通知では、当該端末の更新に当たって、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者への処分委託を、現行端末の再使用又は再資源化の手法」として示しており、「G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、同法に基づき国の認定を受けた再資源

化業者との連携を検討」するよう依頼されているところであります。G I G Aスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏洩等の責任を問われることが生じないように、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し、主体的に対応しなければなりません。そこで、G I G Aスクール端末の廃棄についての教育長の認識と取組について伺います。

次に、更新に当たり懸念される事項について伺います。文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第二期端末共同調達の補助要綱に非該当となる懸念があります。3省合同通知によれば「排出事業者には処理の責任があり仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる」と、小中高等学校等の排出事業者としての責任を警告しております。国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース・下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適正な処理が多発・国際問題化しているように聞いております。2025年1月以降、国際条約の改訂により、政府間合意が無い限り輸出は原則禁止されているため、使用済端末の再使用又は再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められております。そこで、教育長の見解を伺います。

また、3省合同通知では、「データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏洩等の責任を

問われる可能性がある」とも言及されています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がG I G A端末に残っている可能性があります。G I G A端末の記録媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされています。専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねません。美唄市においては、来年度以降、何台程度を新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか、リースの場合は新規リース・返納台数、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組についても伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 宮島沼についてありますが、初めに「宮島沼幹線水路水質検査」の実施期間につきましては、「酪農学園大学農食環境学群環境共生学類水質科学研究室」に依頼しております。調査地点につきましては、三日月集水路が宮島沼と接続する上流と下流にそれぞれ1地点、三日月集水路と宮島沼を結ぶ水路に1地点、三日月集水路に石狩川の水をくみ上げる大富揚水機場に1地点の計4地点となっており、灌漑期における6月2日、7月7日、8月4日、及び非灌漑期に当たる9月2日に実施しております。調査結果につきましては、初めに、水路の水の流れは、6月と8月は宮島沼から三日月集水路に流出しておらず、三日月集水路の上流と下流における水質は同質でしたが、7月と9月は大富揚水機場が稼働しておらず、三日月集水路の水位が低下したことにより、宮島沼から三日月集水路に流出しており、三日月集水路下流は上流の水質に

宮島沼の水質が付加された状況となっております。なお、灌漑期においても、大雨が予想される場合などに大富揚水機場が稼働を停止する場合には、宮島沼から三日月集水路に流出する状況が発生するものと考えております。

次に、水質につきましては、水稻の生育期に当たる7月は、三日月集水路下流の水質は、化学的酸素要求量であるC O D45ミリグラムパーリットル、全窒素3.6ミリグラムパーリットルとなっており、水稻の農業用水質基準であるC O D6ミリグラムパーリットル以下、全窒素1ミリグラムパーリットル以下を超えていたところであります。一方、三日月集水路と宮島沼を結ぶ水路の水質はC O D60ミリグラムパーリットル、全窒素4.2ミリグラムパーリットルであるのに対し、宮島沼の影響を受けていない上流においても、C O D17ミリグラムパーリットル、全窒素1.7ミリグラムパーリットルとなっており、いずれも水稻の農業用水質基準を超えていましたが、大富揚水機場が稼働すれば、宮島沼からの流出は止まり、三日月集水路下流の水質も希釈されて流されるため、水稻への影響は最小限にとどまっていると考えております。

次に、「宮島沼を活用した地域づくり」の達成に向けた庁内や周辺地域との協議につきましては、みやぶらの策定に当たっては「宮島沼の水環境の保全と再生に関する検討会議」、「みやぶらロードマップ」の推進に当たっては「宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン推進パートナー会議」をそれぞれ開催し、庁内関係部局、また、地域からは大富地区連合会3役の方や周辺農業生産者等で構成されている「宮島沼プロジェクトチーム」の座長

が参加しております。また、地域向けには「宮島沼プロジェクトチーム」の定期会議の中で「みやぷらロードマップ」に関する報告と意見交換、2021年には空知農業改良普及センターとの共催で「マガンと地域農業の勉強会」を開催したほか、新型コロナウイルス感染症の流行以前までは「宮島沼年末交流会」においても報告を行うなど、周辺地域関係者との意見交換の場を設けており、直近におきましては、「宮島沼について語る会」において意見交換を行ったところであります。

次に、「みやぷらロードマップ」の総括と見直しにつきましては、現在進めているところであり、年度内に「宮島沼の保全と再生に関するマスタープラン推進パートナー会議」を実施して意見交換を行う予定となっております。その後、パートナー会議での議論や追加のヒアリングを基に、みやぷらの見直しと次期ロードマップの素案を作成し、再度パートナー会議を開催して、次期計画とする予定となっております。

次に、附属施設等につきましては、昨年度から2か年にわたり宮島沼西側の市道の拡幅工事を行ったほか、本年度は、宮島沼と市道との間にありました遮光壁の更新を行っておりますが、今後、駐車場の安全柵などについても、計画的に修繕を進めてまいります。また、掘削区の安全対策、私有地への立ち入りにつきましては、周辺に看板を設置したところではありますが、看板が不足している区域につきましては、必要に応じ計画的に設置を進めてまいります。なお、私有地への立ち入りに関する啓発につきましては、美唄警察署に巡回を依頼しているほか、職員やボランティ

アにより見回りを行っているところであります。

次に、带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する助成制度の取組についてであります。带状疱疹ワクチン接種については、令和6年7月18日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けるため、引き続き、対象年齢、使用ワクチンなどを協議することとされております。このことから、令和6年10月16日に北海道市長会を通して、国と北海道に対し、早急に定期予防接種化を図るとともに、定期予防接種化後に、ワクチン不足や副反応の出現等により混乱を招くことのないよう、十分な準備期間の確保と情報提供について要請したところであります。国から定期予防接種の対象と使用ワクチン等について方針が示された際には、美唄市医師会及び市内医療機関に協力をいただき、希望する方が速やかに接種を受けることができるよう体制の整備及び接種費用の一部助成について、必要な対応を講じてまいります。任意接種費用に対する半額相当の助成制度の導入につきましては、半額助成を行った場合においても約2万円を超える自己負担が生じる状況であることや、定期予防接種化となった場合、既に任意接種を受けられた方の対応が示されていないこと、また、ワクチンの有効持続期間が限られていることから、助成対象の年齢や助成額など、さらに検討が必要なところであり、引き続き適切な方法を協議してまいります。いずれにいたしましても、带状疱疹及び合併症の発症により、健康や社会生活への影響は大きいものと認識

しているところであり、帯状疱疹やワクチン接種について、理解が深まるよう市民の皆様にも周知してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) G I G Aスクール構想の端末の更新についてであります。初めに、廃棄につきましては、令和6年5月17日付けの環境省通知では、令和5年10月26日に文部科学省・経済産業省・環境省の3省合同による通知の履行を求められており、そこでは、廃棄の具体的な手法として、給電すれば使用可能な端末の有効活用の観点からの再使用の活用例や再使用できない端末に対する再資源化の手法が記載されております。再資源化の方法としては、「小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託」と「資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託」の二通りがあり、教育委員会といたしましては、どちらの方法が良いのかを十分検討し、適切な処分手続きを行ってまいりたいと考えております。

次に、端末の更新につきましては、来年度の更新台数については、小中学校合わせて概ね1,000台を予定しており、廃棄台数については今後、再使用できる端末と廃棄が必要な端末を的確に振り分け、確定したいと考えております。また、データ消去に対する認識と具体的な取組につきましては、個人情報情報の漏洩はあってはならないことであることから、データ消去の実績と信頼のある事業者に依頼し、適切な処分に努めてまいりたいと考えております。

●7番本郷幸治議員 ただいま、今年度を実施した水質についての答弁がありましたが、pHとSSの検査は実施しなかったのかどうな

のか。CODは水中の被酸化性物質である有機物の指標であります。農業用水の基準値を上回る場合は、どういう現象が出るかといえ、ば、土壌の還元の促進等により、特に水稲については根の活力が低下し、根腐れの要因となる可能性があるかと認識しております。また、TNは全窒素で植物の生育に必要不可欠な物質であります。基準値を上回った場合は、特に水稲に対しての影響は過繁茂による病害を受けやすくなり、生育阻害が生じる可能性があるかと認識しております。この度の水質検査では、この二つの検査結果、いずれも農業用水の基準値を大きく上回っており、水質の悪化が進んでいるのが現状であります。ただいまの答弁では「水稲の影響は最小限にとどまっている」との見解ですが、今後においては宮島沼の水質改善は待ったなしで最大の課題であると思っております。来年度以降に向けて、どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、沼の保全と再生には事業費も必要になります。事業を進める上では道や国に対して補助金等についての協議や要望が必要になると思えます。マスタープラン策定後から今日までどのような対応をしてきたのか。また、その回答はどのような内容であったのかも伺います。

「宮島沼を守り育む農業の実践に向けた取組み」については、ラムサール条約に登録されてから今日まで、様々な周辺生産者の協力があつたと承知しております。現在の水質改善等の重要な課題解決に向けては、なお一層の生産者との情報共有と協力が必要になると思えますが、市長の見解を伺います。

●市長桜井恒君 水質検査についてであります。pHについては、7月と9月に三日月集水路下流において、それぞれ7.6と7.7となり、農業用水の基準値である6.0から7.5の範囲をわずかに超えており、SSについては、同じく、それぞれ63ミリグラムパーリットルと98ミリグラムパーリットルとなりましたが、基準値である100ミリグラムパーリットル以下となりました。なお、灌漑期間中の宮島沼からの一時的な流出については、大富揚水機場が稼働し、三日月集水路の水位が上昇すれば止まり、また、集水路に流出した場合も速やかに希釈されて流されるものと考えておりますが、来年度は、三日月集水路の下流においても水質調査を実施する予定であります。今後の取組につきましては、水質調査の結果に基づき、「宮島沼のアオコを含む湖水の三日月集水路への流出対策検討会議」を開催し、意見交換を行った上で、灌漑期は宮島沼から流出しないように、矢板を設置するなどの対策案を検討する予定であります。

次に、国や北海道に対しての補助金等に関する協議や要望については、環境省による「気候変動適応における広域アクションプラン」の策定に向けた「気候変動適応広域協議会」の中で実施しており、結論としては、企業や地方自治体が気候変動への適応事業などを実施する資金を調達するために発行する債券である「グリーンボンド」を利用した宮島沼の水環境再生の事業化の実現性が高いと考えておりますが、「グリーンボンド」を利用するためには、宮島沼の水環境を再生することで、大規模水害等の気候変動リスクを低減できることなどを提示する必要がある、全てを本市

のみで実施することが難しいと考えられることから、今後、他の交付金の利用や代替案も含めた協議を実施する予定であります。

次に、生産者との情報共有と協力については、引き続き、宮島沼プロジェクトチームの中で情報共有と意見交換を実施していくこととしており、「宮島沼のアオコを含む湖水の三日月集水路への流出対策検討会議」や「宮島沼について語る会」など、広く関係者や地域住民との意見交換を行ってまいります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、川上議員の質問は午後からといたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員(登壇) 令和6年第4回定例会におきまして、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、保健行政について、子どもの健診について伺います。

本市では、乳幼児健診の後は1歳6か月健診、次に3歳児健診、少し間が空いて小学校に入る直前に就学前健診が行われております。2022年度の文科省のデータとして、自閉症などの発達障がいがある特別支援学級に通う児童は約13万人となっており、年々増えているということから、入学直前に行う就学前健診のときに発達障がいがあることが判明しても、学校側の支援体制が間に合わないという課題があるため、

小学校に入学する1年前の5歳児に健診を行った方が良いという政府の方針がこども家庭庁から示されております。5歳になりますと、社会性が高まり、発達障がいも認知されやすくなり、5歳児健診を実施している大分県竹田市というところでは、自己表現や集団行動が苦手だった発達障がいの子どもの多くが、それぞれに合った支援を受けたところ、通常学級で過ごすことができたという結果も出ているということです。現在、本市では5歳児健診は行われておりませんが、このことについてどのようなお考えなのか、市長にお伺いをいたします。

大綱の2点目は労働行政について、外国人労働者についてお伺いをいたします。

本市でも事業所において、外国人の方々も雇用されている状況が多く見られるようになりました。日本においては、建設や介護の分野に限らず、どのような職種においても人材不足であり、収益があるにも関わらず、働く人がいないという原因で事業所を閉じざるを得ない状況にも迫ってきているということです。

そこで1点目として、市としては、本市の事業所での外国人の雇用状況をどのように把握されているのか。

2点目として、本市で働かれている外国人の方々が困り事なく、美唄で住んでいただくためには、市の対応も必要かと考えますが、このことについて市長のお考えを伺います。

大綱の3点目は、教育行政について、主権者教育について伺います。

2016年に選挙権が18歳から有するようになりました。子どもたちが政治や社会のことに

関心を持って、それを自分事として考えた上で選挙等に主体的に参加していく姿勢を教育していくということが指導されているところですが、本市においては、どのような主権者教育が行われているのか、このことについて教育長にお伺いをいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 5歳児健康診査についてであります。令和5年12月28日付こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施」において、5歳児健康診査支援事業が示され、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいも認知される幼児期に保健、医療、福祉による対応があることで、その後の成長・発達に影響を及ぼすことから、5歳児を対象に健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合った適切な支援と生活習慣や育児に関する指導により、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施することとされております。本市において、現在実施している健康診査は、1か月児、4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳児を対象としており、各種健康診査の結果、お子さんの発育・発達について相談支援が必要とされる割合は、令和5年度では50%から70%となっております。健康診査後は、保健師による家庭訪問や来所相談等で、お子さんの発育・発達の経過を保護者と確認するとともに、子育ての不安軽減や子どもの成長を応援する「のびのび教室」、また、こども療育広場等の専門的な療育相談の利用につなげるなど、子どもの個別性や保護者の困り事に応じた相談支援を行っているところであります。3歳児健康診査以降、保健師による相談支援やこども療育広場などの療育相談を利用してい

るお子さんをはじめ、保育所や幼稚園、また就学を見据えて、お子さんの発育発達を心配され、専門的な相談を希望する保護者もおられます。これらのことから、本市においては、乳児期から幼児期、就学前に、健康診査から療育、教育へとつながる保護者を含めたフォローアップ体制の整備が必要と考えているところであり、そうした体制の下、5歳児健康診査を行うことで、子どもの特性を早期に発見し、適切な相談支援、対応ができ、子どもの将来の可能性を最大限伸ばすことができるものと認識しております。

次に、外国人労働者の現状と今後についてありますが、初めに、日本の外国人労働者の数は、令和5年10月末時点における厚生労働省の調査によると204万8,675人で、前年に比べ22万5,950人が増加し、増加率は12.4%となり、届出が義務化された平成19年度以降、過去最高を更新したところでもあります。また、同調査における北海道の外国人労働者の数は、3万5,439人で、前年に比べ7,626人増加したところでもあります。一方、本市の外国人労働者の数は、令和5年10月末時点における本市住民基本台帳によると技能29人、技能実習14人の合計43人で、前年に比べ28人増加したところでもあります。ただし、住民基本台帳は、外国人労働者の数を求めるものではないため、永住者やその家族などの中にも労働者が含まれると考えられることから、実際には、この数より多くなるものと考えているところでもあります。いずれにいたしましても、今後におきましては、日本の労働人口が減ることで、首都圏だけでなく、本市をはじめ地方におきましても、外国人労働者が増えていくものと考

えているところであります。

次に、外国人労働者に対する市の対応についてであります。本年度、外国人労働者を派遣する監理会社から、外国人労働者と企業とのマッチング方法や就業前の研修、日本での仕事、そして就業期間を満了し帰国するまでの一連の事務や雇用方法などについて情報交換したほか、岩見沢市で開催された外国人の目から見たやさしい日本語でのコミュニケーションを図るための「日本語学習支援者養成講座」に美唄商工会議所と参加したところでもあります。さらに、市内介護施設などで働く外国人労働者を対象とした研修会を開催し、外国人同士が交流を深めるなど、本市で安心して働き、いきいきと生活するための支援に努めてきたところであります。また、本年度中に美唄商工会議所と連携し、市内企業や事業所などに外国人労働者雇用に関するアンケート調査を実施し、外国人労働者雇用に関する実態や、採用する上での課題、行政や関係機関へのニーズを踏まえながら、外国人労働者の雇用と定着に必要な支援に努めてまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 本市の主権者教育についてであります。平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、平成30年6月の民法改正により、令和4年4月1日から民法に規定する成年年齢が満18歳以上に引き下げられるなど、政治や社会が児童生徒にとってより身近なものになるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。また、平成29年に改定されました学習指導要領では、新たに主権者教育の充実が示さ

れ、本市の各小中学校においても、発達段階に応じた政治的中立性を確保しながら、教科での学びだけではなく、児童会や生徒会の活動を通じて、進めてきたところです。具体的な取組としては、昨年11月に美唄市議会のご協力をいただき、中学生による「子ども議会」を開催し、実際の議場を使用しての学習活動を通して、政治参加の重要性や住民参加の意義などについて学んだところでございます。

●11番川上美樹議員 まず大綱1点目の保健行政について、5歳児健診の実施についてなんですけれども、ご答弁いただいた内容を伺いますと、健診だけでなく、多くの相談業務を行っていただいているというところだと思います。ご答弁の中にさらにですね、令和5年度の場合ですと、発達、発育についての相談支援が必要とされる割合が50%から70%あるという事実も、これは本市の状況として注視していかなければならないことかと思えます。3歳児健診がありまして、入学する前、直前の健診があるのですけれども、この間が開く感じになります。小学校に上がりますと、クラスメイトとの人間関係だとか、あるいは集団で授業を受けなければならないという環境にもなっていきますので、できれば入学直前だけではなく、5歳児というところで健診を行い、子どもの特性を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要なのではないかなと思います。ご答弁では、就学前のフォローアップ体制の整備が必要だにご答弁いただいておりますので、是非、このことについては前向きにご検討いただければと思います。このことについて再度、市長にお伺いをいたします。

それから大綱の3点目の教育行政について、

主権者教育について、再度お伺いをいたします。本市では、昨年「子ども議会」を開催したということは記憶に新しいところであります。先日、小学校の児童会役員選挙の様子を拝見させていただきました。どんな学校づくりがいいのかとか、それぞれの考えを主張し合う場面というのは、選挙のことだけではなく、普段からあった方がいいのかと思います。例えば、主権者教育を進める上で題材として、身近な例として、生徒主体の校則の見直しをやってみるだとか、こういったことを討論してみるだとか、あるいは児童会・生徒会サミットというような名前で、例えば美唄市がこんなまちになったらいいよねっていうようなことを出してもらって、市長に提言するというようなことをやったりだとか、あるいは、本市のことが新聞記事に載ったり、広報紙にもいろいろと載っていると思うのですけれども、それを題材にして、自分がどう感じているか、考えるかということなど、具体的な事例がたくさんあるかと思えますので、主権者教育を通じて、社会の動き、まちづくりへの関心を高めていくことで、国家とか社会の形成に主体的に参加をしようという力を育成できるよう取り組んでいただくことで、将来、本市に限らず北海道、それから国においても、そういったところを舞台にして、あらゆる職種で活躍できるような人材が美唄から育ってくれたらいいなと思います。改めて、このことについて教育長のお考えを伺います。

●市長桜井恒君 5歳児健康診査の実施についてであります。親子のニーズや現状に合った実施体制及び専門職の確保とともに、保護者が健康診査で得られた子どもの発育・発

達の気付きに対し、安心して専門の相談支援につなぐための保健、医療、福祉、教育における地域のフォローアップ体制の整備が最も重要であると考えております。5歳児健康診査の実施に向けては、国や北海道、先進自治体の事例を研究するとともに、美唄市にふさわしい健康体制の在り方について検討を進めているところであり、美唄で生まれ育った子どもたちが健やかに成長し、また、保護者が安心して子育てできる環境の充実に取り組んでまいります。

●教育長石塚信彦君 主権者教育についてありますが、主権者教育は主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、「社会を生き抜く力」や「地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力」を身に付けさせることが重要と考えております。このため、小学校の「社会科」や中学校の「公民」などの教科で基本的な知識を身に付けるとともに、家庭や地域と連携・協働しながら社会全体で主権者教育を推進し、良識ある公正な判断力を身に付けることで、社会への参加意識が高まるものと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員 令和6年第4回定例会に当たり、大綱1点、適正な行政事務について、市長に伺います。

質問につきましては、本定例会の議案の中にある「調停の成立について」に関わることでありますが、大手町地所との間で成立しようとしている旧南美唄小・中学校グラウンド跡地の土地賃貸借契約に基づく、相手方に対

する賃料相当損害金については、常任委員会において細部はお伺いいたしますので、ここでは旧南美唄小・中学校グラウンド跡地に関わる事案の発端や調停に至る原因、その分析等についてお伺いするものであります。

私は、これまでの議会において、例えば現在、市が訴えている南美唄地区の残土処分に関する追加請求や、新たに人材開発センター裏の建設発生土置場の重機等のリース料の損害賠償請求の必要性など、大手町地所と本市との関わりに関する質問を繰り返してきましたが、その都度、市は現在、大手町地所と係争中であるため、質問には一切答えられないとの答弁を繰り返すのみであるところであり、その結果として、我々市議会議員は、市と大手町地所との裁判の内容、さらには大手町地所とのあらゆる契約文書、はたまた9月の決算審査においては、予算執行の適否を調べようとして、南美唄地区の残土処分に関わる企業との委託業務契約を閲覧しようとしても、文書審査において、その書類を抜き取って閲覧さえできないようにしたため、その全貌を全く知り得ないまま、今日に至っている現状にあります。私は、1人の市議会議員として、この実態を的確に把握し、その上で適正な対応を進めるための意見を市に訴えるとともに、多くの市民に対して、大手町地所との、これまでの経緯や今後あるべき方向性等を説明することによって、1人の市会議員としての責任ある行動を執っていきたいと考えておりますが、今日の現時点において、これが全く何もできないでいるのが現状であります。大手町地所との案件につきましては、市の責任において、損害賠償の裁判を進めておりま

すが、その取組や経過に関して、当然、我々市議会議員にも、その途中経過や現状を知りうる権利がありますし、それに対する責任も同時にあるものと受け止めております。そして私が大手町地所との関係をこのように受け止める最大の理由は、多くの市民から大手町地所との裁判について問われることが多く、特に先月11月5日に開催した議会報告会では、やはり大手町地所との件について、市民からの質問が相次ぎ、それに出席していた多くの市民の関心を引くところとなった状況にありました。こうした市民からの質問や、このことを心配するたくさんの市民に対して、私自身、明確な回答を何ひとつできず、1人の市議会議員として、大変歯がゆい思いをしてきております。こうした中で、この度、賃料相当額損害金として、大手町地所に支払わなければならないとする議案が本定例会に付議されたところであります。これは、前市長からの引き続きの事案ではありますが、市長は、これを単純に議会に認めてもらおうとする考えなのでしょうか。この事案が、このような結果となったのは、私がこれまで調べてきた限りでは、市に責任があることに間違いのないものであります。また、昨今の市の行政事務の取組においては、この他にも公用車の車検切れの問題がつい先日発覚したばかりであり、さらに、まさに係争中である南美唄地区建設発生土関連では、職員が打合せメモであるとしながらも、勝手に権限を超える打合せ事項に署名、捺印する事案も何ら原因究明、そして事後の処置対策も行っていない状況で、今度は、この損害金の調停条項案が裁判所から示され、相手方に対し、本件賃貸契約に基づ

く賃料相当損害金として、相手方の請求損害金全額を支払う義務を認めざるを得ない始末であります。市長はこういった行政事務運営について、一体どのように受け止められているのでしょうか。

そこで、改めて市長にお伺いすることは、4項目ございます。

1点目は、旧南美唄小・中学校グラウンド跡地に関わる事案の発端はどこにあると思っているのか。

2点目は、損害金を支払わなければならないのは、どこに原因があると思っているのか。

3点目は、このグラウンド跡地に関わる事案の発端を含め、原因の分析、これは責任の所在の確認をしたのか。

最後の4点目は、原因の分析に基づく、今後の行政事務への反映すべき点は何か。

以上4点をお伺いして、当初の質問を終わります。

●市長桜井恒君(登壇) 調停の成立事案についてであります。初めに、旧南美唄小・中学校グラウンド跡地の返還にかかる経過につきましては、南美唄小・中学校の閉校に伴い、令和3年3月31日をもって、契約の相手方にグラウンド用地を返還したところ、返還に当たり、当該用地を緊急避難場所として指定していることを失念し、緊急避難場所としては、未契約状態になったところであります。このことから、未契約状態を解消するため、令和3年4月1日以降、令和4年2月15日まで7回にわたり相手方との交渉を継続し、令和4年4月1日、契約期間を1年とする契約を取り交わしたところあります。その後、令和4年8月2日及び

10月7日に相手方から契約を更新しない旨の通知があり、同年10月に4回程度、本市の顧問弁護士との間において、避難場所の確保の観点から、賃借地上の建物の存否について、土地を返還しなければならないのか、契約期間の延長は不可能なのかなど、法的観点からの協議面談を行ってきたところであります。結果的には、令和4年12月21日に契約を更新しないことを双方により確認しましたが、冬季による積雪などの状況もあり、返還に向けた具体的な手続を思うように進めることができなかったところであります。また、年明け雪解け後の令和5年4月28日、原状回復に向けた工作物の撤去と整理を行い、返還する旨を相手方に通知したところですが、その後の原状回復の範囲の確定に時間を要し、最終的には土地契約期間を大幅に超える、令和5年9月25日に土地返還承諾書の取り交わしとなったところであります。

次に、損害金を支払う原因につきましては、避難場所の確保の観点から、賃借地上の建物の存否について、土地を返還しなければならないのか、契約期間の延長は不可能なのかなど、法的観点からの協議面談に時間を要したほか、市役所庁内の各担当課において情報共有と連絡調整が不足していたことに加え、当時の担当職員は、何とか避難場所の契約を継続・確保できないかという状況に追い込まれ、内部協議を重点的に進めるばかりで、肝心の相手方とのコミュニケーションが大きく不足してしまったことが大きな要因と考えるところであります。また、代理人弁護士を通じて、原状回復の具体的内容を提示したところでありますが、契約敷地内の木伐採の範囲などに

ついて調整がつかず、当事者間と弁護士間の意思疎通、連絡調整が大きく不足していたことが原因であったと考えるところであります。

次に、原因の分析、責任の所在につきましては、司法の場で適切な債務額を確定し、対外的に理解を得るためにも、第三者の判断をいただくことが最善であると判断し、議会の議決をいただいた後、調停の手続に踏み切ったところですが、裁判所の調停員の見解・判断としましては、相手方による解約の告知が二度にわたって事前になされており、その間に原状回復の検討を行うことは、十分に可能であったことを重く見ているところであります。このことを踏まえ、本市の代理人弁護士とも相談の上、裁判所からの調停条項案の提案により、原状回復にかかった約6か月間の相手側の対応による影響の有無よりも、調停員が指摘する8月と10月の事前告知に対する市の対応不備を重く見なければならないとする結論に至ったことから、調停条項案をお受けし、契約上の延滞金の規定により積算される賃料相当損害金をお支払いすることとしたところであります。このたび、市の対応不備により、こうした事態が発生したことの責任については、重く受け止めなければならないものと考えているところであります。

次に、今後の対応につきましては、このたび、こうした延滞金が発生し、司法の場において、市の対応不備と判断がなされたことにつきましては、真摯に受け止めなければならないものであり、今後といたしましては、職員倫理の向上に取り組むため、「地方公務員法、服務規律など職員研修の強化」、「コンプライアンス・公益通報の強化」、「管理監督者の責

任の明確化」、「職場でのチェック体制の強化」など、市の組織全体の問題として、様々な点から具体的な改善策を講じていく必要があると考えております。私としましては、このような事態になったことに対し、市政の最高責任者として、厳粛に受け止めているところであり、市民の皆様、改めてお詫び申し上げるとともに、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。市民の皆様、大変申し訳ありませんでした。

●8番齋藤久美夫議員 ただいまのご答弁の内容については、事案の発端については、南美唄小・中学校閉校に伴い、グラウンド跡地が災害時の緊急避難場所であるにも関わらず、返還してしまったことに起因するということについては、私の認識と合っていることを確認いたしました。また、原因については、これまで私がこの件について調べてきたこと以外に、内部協議を注視して、相手方との協議が疎かになったことを承知いたしました。しかしながら、原因の究明、責任の所在の確認につきましては、この答弁を聞く限りでは、令和4年度に二度ほど、一回目は8月に、二回目は10月に、大手町地所から土地の返還を求める意向がありました。これは土地の賃貸契約に基づき、期間満了の1か月以上までの十分に早い時点での返還要求であったにも関わらず、その結果として、契約期間満了日までに原状回復に向けた取組を一切行っておらず、これでは、当然裁判所としても市側に責任義務があると判断されても仕方がないと受け止めざるを得ないもので、本調停の申し立てをする際の本年6月の審議においても、同僚議員が原状回復について、貸借期間が切れるので

あれば、撤去できるものは事前に撤去して、返還準備を進めておくことが借りた側としての対応ではないかと言っていたことを思い出すものであります。今回の調停で支払おうとしている損害金は、市民からお預かりした税金から支払われる以上、先ほど市長の答弁では、市の対応不足により、こうした事態が発生したことの責任については重く受け止めるとありましたが、重く受け止めるだけではなく、この責任はどこにあり、どう取り扱うつもりであるのかということを改めて市長にお伺いいたします。

また、今後の対応については、第3回定例会の一般質問にあった公用車の車検切れの質問に対する答弁と同じような、何々を強化とか、何々を明確化と答弁されましたが、このような事案が二度と繰り返されないようにするためには、一辺倒な答えではなく、この事案の原因は言うに及ばず、事案の特性やその状況、背景等もしっかり分析した上で、この教訓を事後の行政事務執行に反映させていかなくてはならないと思いますが、市長はこの点、どのように考えておられるのか。担当部署への対応を含め、どのような対処を下していくのか、この点について市長にお伺いいたします。

そして、この調停の事案については、11日の常任委員会においても、付託案件の議案、調停の成立の審議に合わせて、細部について関連付けをして、さらに審議してまいりたいと思っております。

●市長桜井恒君 今後の対応についてであります。このたび、こうした事態が発生したことにつきまして、重く受け止めなければならないものと考えており、また、司法の場に

において市の対応不備と判断されたことにつきましても、真摯に受け止めなければならないものであります。今後といたしましては、市の組織全体の問題として捉え、職員倫理の向上に取り組むため、様々な点から具体的な改善策を講じるなど、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時48分 延会

